

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置概要

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
（取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく）
- 加点評価：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等：加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

措置の流れ

入札公告（公示）

加点措置

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価
（賃金引き上げ表明は①年度単位又は②暦年単位での表明）
①契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度
②契約を行う予定の暦年
加算点＝従来の加算点＋賃上げ加算点

入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で**加点なし**

落札者が賃上げ加算点で**加点あり**

賃上げ基準に達していない者の情報

- ・ 契約担当官等が各省各庁の長へ報告
- ・ 各省各庁の長は、財務省へ報告
- ・ 財務省が調製し各省各庁の長へ通知
- ・ 各省各庁の長は契約担当官等へ連絡
- ・ 契約担当官から対象者に減点措置の開始時期、期間を通知

実績確認

- 加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終了後に契約担当官等へ提出
- ①年度単位による賃上げ表明
法人事業概況説明書（又は税務申告の作成書類）
 - ②年単位による賃上げ表明
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

減点措置

賃上げ基準に達していない者については、財務省から通知された日から1年間、国の総合評価落札方式の調達の全てにおいて、**加点より大きな割合の減点**

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置概要

評価方法

総合評価落札方式において、賃上げの実施を表明した企業等に対して加点を行う。

- ・入札参加者は総合評価落札方式において「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出し、これをもって評価を行う。
- ・中小企業等においては、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」の提出を行い、中小企業等に該当しているかの確認も合わせて実施する。

(1) 工事

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施した企業等	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、 <u>対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加</u> させる旨、従業員に表明していること【大企業】	加算点の5%以上の整数
	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、 <u>対前年度または前年比で給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加</u> させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	

(2) 建設コンサルタント業務

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施した企業等	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、 <u>対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加</u> させる旨、従業員に表明していること【大企業】	技術評価点の5%以上の整数
	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、 <u>対前年度または前年比で給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加</u> させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置概要

加点の考え方

工事の場合：加算点配点合計の5%以上の整数となる配点を、加算点に加点

建設コンサルタント業務の場合：技術評価点配点合計の5%以上の整数となる配点を、技術評価の得点に加点

(1) 工事

【変更前】

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / \text{入札価格} \end{aligned}$$



【変更後】

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + (\text{加算点} + \text{賃上げ評価点}) + \text{施工体制評価点}) / \text{入札価格} \end{aligned}$$

-
- ・ 施工能力評価型（加算点40点のケース）：賃上げ評価点 = 3点を加点（3点/43点 = 6.98%）
 - ・ 技術提案評価型（加算点50点のケース）：賃上げ評価点 = 3点を加点（3点/53点 = 5.66%）
 - ・ 技術提案評価型（加算点60点のケース）：賃上げ評価点 = 4点を加点（4点/64点 = 6.25%）
 - ・ 技術提案評価型（加算点70点のケース）：賃上げ評価点 = 4点を加点（4点/74点 = 5.41%）

※施工能力評価型（Ⅱ型）の場合の加算点の配点

評価項目		配点	
企業の施工能力	必須項目	工事実績(同種性の評価)	4点
		工事成績	5点
		表彰	2点
	オプション項目	ISOの認証取得状況、有資格者の雇用等の中から2項目を選択	4点
配置予定技術者の能力	必須項目	工事実績(同種性の評価)	6点
		工事成績	6点
	オプション項目	建設系の継続教育の実施状況、配置予定技術者の資格等の中から2項目を選択	4点
地域貢献度	必須項目	災害協定等に基づく活動実績	2点
	オプション項目	近隣地域内の工事実績、ボランティア活動による地域貢献の実績、技術系若手職員の正規雇用等の中から3項目を選択	6点
ワーク・ライフバランス等推進に係る認定の取得状況等		1点	1点
賃上げを実施する企業に対する加点		3点	3点
合計			43点

施工能力評価型（Ⅱ型）において、以下のような評価であった場合、

(標準点) = 100点 (満点100点)

(施工体制評価点) = 15点 (満点30点)

(加算点) = 9.5 + 11 + 5 + 1 + 3 = 29.5点 (満点43点)

- ・ 企業の施工能力：9.5点
- ・ 配置予定技術者の能力：11点
- ・ 地域貢献度：5点
- ・ ワークライフバランスの取組：1点
- ・ 賃上げを実施する企業に対する加点：3点

技術評価点 (満点173点)

= 100 + 15 + 29.5 = 144.5点

※【賃上げ評価加点なしだった場合】

技術評価点 = 100 + 15 + 26.5 = 141.5点

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置概要

加点の考え方

工事の場合：加算点配点合計の5%以上の整数となる配点を、加算点に加点

建設コンサルタント業務の場合：技術評価点配点合計の5%以上の整数となる配点を、技術評価の得点に加点

(2)建設コンサルタント業務

【変更前】

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点 = 技術評価点の満点60点 × 技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計200点

技術評価の得点合計 = (配置予定技術者の経験・能力の評価点) + (技術提案の評価点) × 履行確実性度



【変更後】

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点 = 技術評価点の満点60点 × 技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計212点

技術評価の得点合計 = (配置予定技術者の経験・能力の評価点) + (賃上げ評価点) + (技術提案の評価点) × 履行確実性度

→ 標準型（技術：価格 = 3:1）、標準型（2:1）、簡易型（1:1）全てにおいて、賃上げ評価点 = 12点を加点
(12点 / 212点 = 5.66%)

※簡易型（1:1）の場合の技術評価点の配点

評価項目		配点	
予定技術者の経験及び能力	技術者資格	40点	100点
	業務実績(同種性の評価)	40点	
	業務成績	20点	
業務の実施方針・業務フロー・工程計画		100点	100点
賃上げを実施する企業に対する加点		12点	12点
合計			212点

簡易型（1:1）において、以下のような評価であった場合、

- ・ 予定技術者の経験・能力：75.6点
- ・ 業務の実施方針、フロー、工程計画：70.1点
- ・ 履行確実性度：0.5
- ・ 賃上げを実施する企業に対する加点：12点

技術評価点（満点60点）

$$= 60 \times (75.6 + 12 + 70.1 \times 0.5) / 212 = 34.712 \text{点}$$

※【賃上げ評価加点なしだった場合】

$$\text{技術評価点} = 60 \times (75.6 + 0 + 70.1 \times 0.5) / 212 = 31.316 \text{点}$$